

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正の趣旨

第 213 回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）の一部の施行に伴い、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

今般、CCS 事業法に新たに規定された貯蔵のための掘削、試掘のための掘削及び貯留層の探査は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。このことから、特定行為（法第 35 条の 4 第 3 項）として、次の 3 つの行為を同項第 4 号に基づき令に追加するものである。

- ① 貯留層（CCS 事業法第 2 条第 1 項に規定する貯留層）における二酸化炭素（同項に規定する二酸化炭素）の貯蔵のための掘削（法第 35 条の 4 第 3 項第 1 号に掲げる行為を除く。）を行うこと。
- ② CCS 事業法第 2 条第 4 項に規定する試掘のための掘削を行うこと。
- ③ CCS 事業法第 107 条第 1 項に規定する貯留層の探査であって、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法によるもの

3. 施行期日

CCS 事業法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。